

藤沢市落書き防止マニュアル

落書きは個人や法人等の財産に損害を与える犯罪です！

落書きは、美観を損ねるだけでなく、施設利用者や周辺住民に不快感を与え、さらには地域の治安を悪化させる原因にもなります。

市では、きれいで住みよい環境づくりを進めるため、「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を制定し、落書き防止に取り組んでいます。

落書き防止 3か条

第1条 早期発見！

落書きを早期に発見し、対応・報告する！

第2条 早期消去！

落書きを発見したら、早期に消去する！
繰り返し落書きされても、早期に消去する。

第3条 予防対策！

定期パトロール、ステッカー・看板・防犯
カメラの設置等の予防対策を行う。



落書きしている「現場」を見つけたら、迷わず警察に通報してください

110番

(藤沢警察署 電話：0466-24-0110)

(藤沢北警察署 電話：0466-45-0110)

落書きは単なるいたずらではなく、刑法の器物損壊罪等や軽犯罪法違反となる犯罪行為です。落書きをされた被害者から損害賠償請求をされることもあります。

●落書きに対する罰則

【刑法】

(建造物等損壊及び同致死傷) 5年以下の拘禁刑

(器物損壊等) 3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
若しくは科料

【軽犯罪法】 拘留又は科料

【藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例】 5万円以下の罰金

●落書きをされてしまったら

落書きは放置せず、なるべく早く消すようにしましょう。

◇消去剤で消去

消去剤などで落書きの塗料をふき取ります。

<準備するもの（例）>

- ・落書き消去剤
- ・雑巾、ブラシ
- ・軍手、ゴム手袋、ゴーグル　など



◇塗料で上塗り

落書きの上からペンキなどで塗りつぶして、消去します。

<準備するもの（例）>

- ・ペンキなどの塗料、薄め液
- ・ハケ、ローラー
- ・軍手、ゴム手袋、ゴーグル　など



●落書きの消去物品を貸し出します！

市内の落書きを消去する場合、消去物品（消去剤・ペンキ・ローラー等）を貸与します。環境総務課ホームページに「申請書」がありますので、ぜひご利用ください。



◇被害届の提出

落書き被害の記録や写真を用意し、近くの交番や警察署に事前に相談したうえで、提出しましょう。

●落書きを見つけたら

特定の個人や団体、特定の属性を有する人々を誹謗中傷するような落書きや管理者のわからない施設の落書きを見つけたら、藤沢市環境総務課へご連絡ください。

藤沢市環境総務課 美化担当 電話：0466-50-3529（直通）

藤沢市LINE公式アカウントでも、
落書きの通報を受け付けています！ →



●落書きを防ごう

1 定期巡回・点検の実施

落書き防止には、地域にお住まいの皆様のご協力が必要不可欠です。定期的な巡回・点検を実施することで、「きちんと管理されている施設」であると印象づけ、落書きを防止します。

市内には、定期的に落書き消しや落書きパトロールなどを実施している地区もございます。

2 ステッカー・看板の設置

ステッカー・看板等を設置することで、「きちんと管理されている施設」であると印象づけ、落書きを防止します。



ステッカー (A4・A5)



ステッカー蓄光式 (A4・A5)

「消去しても、何度も落書きされてしまっていたところにステッカーを貼つたら、落書きされなくなった。」というお声もいただいております。

ステッカーをご希望の場合は、藤沢市環境総務課へご相談ください。

3 壁画等による防止

何度も落書きされてしまう場合は、その箇所に壁画などを描くことにより、落書きを防止します。



4 防犯カメラの設置

犯罪の抑止効果があるとともに、犯人特定の証拠にも活用できます。

＜落書きの通報を受けたあとの対応＞

●市の管理施設の場合

環境総務課から担当部署（公園や道路施設など）に消去依頼の連絡をします。

必要に応じて、環境総務課で消去することができます。



●県・警察・東京電力・NTT・公共交通機関などの管理施設の場合

市が施設管理者に消去依頼をします。

簡易的な落書きなどの場合には、施設管理者に確認の上、必要に応じて、市で消去することができます。

●管理者不明の施設や民間施設の場合

落書き現場及び施設管理者を確認し、市から消去依頼を行い、早期の対応をお願いしていきます。

必要に応じて、消去物品の貸与を行う場合があります。

●藤沢市の落書き消去対応件数（地区別）

地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度
片瀬	10	30	10
鵠沼	18	0	11
辻堂	37	45	35
明治	9	107	38
藤沢	255	32	57
村岡	74	66	46
湘南大庭	0	0	5
善行	13	0	9
湘南台	8	9	0
六会	9	18	7
長後	0	0	2
遠藤	10	0	1
御所見	0	0	2
合計	443	307	223



【事務担当】 藤沢市 環境総務課 美化担当

☎0466-50-3529（直通）

✉fj-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp